

<巻頭言>



雑 感

萩 原 兼 脩*

その1 立里ダム決断

建設省河川局開発課は、全国に展開している所管ダム事業について総点検を行ない、中止あるいは休止するダム事業を決定したと発表しました。8月26日のことです。

発表は平成10年度の概算要求の提出時期に合わせて行なわれましたが、総点検の作業は本年の4月から6月にかけて実施されたようです。財政構造改革会議が決定した来年度公共事業費の7%縮減がこの背景にあることは確かなようですが、総点検そのものは、当時の亀井建設大臣の「他人から言われて直すのではなく、自ら事業の必要性を再点検し、判断すべき」との強い指示の結果行なわれたものと開発課は言っています。

ところでその総点検の結果ですが、事業を中止するものが6、休止するものが12であるそうです。「中止ダム」とは、水需要の見込みがないことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により中止の判断をしたダム事業、「休止ダム」とは、事業の緊急性や地元状況等から、平成10年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業、さらに「一時休止ダム」とは、ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業と説明されています。

このほか、「足踏みダム」と名付けるそうですが、平成10年度に最低限必要な基礎的調査以外には工事や調査を進めることが出来なないダム事業が、全国で約70出るそうです。

この発表はマスコミも大変大きく取り上げました。しかし我々建設省系のダム関係者にとって、晴天の霹靂というものではありませんでした。

* 財団法人 ダム技術センター 理事長

ゲートが降ろせるまでに大変むづかしい経過を辿った長良川河口堰、そしてそのアトに直轄・水公団の11事業で試行されることとなった「〇〇ダム事業審議委員会」の設置による事業の再評価の流れの先に、いずれ今回のような決定があることは予測出来るものであったと思います。とは言っても、実際に中止、休止、あるいは足踏みが決った80余のプロジェクトでは大変なことでしょう。50年を超える戦後の河川総合開発事業の長い歴史の中で、やはり第一の出来事であることは間違いありません。

我々ダムの関係者はどうすればよいのか。今、我々ダムの関係者は決して浮足立ってはいけない、そういうことだと思います。

我々の手掛けて来たダムの殆んどは多目的ダムではありましたが、主たる目的は治水であったわけです。その治水の面からだけ考えても、治水の必要性そのものが、明日から急になくなるということとはありえないことだからです。

今、自分のかかわりのあるプロジェクトについて、計画の段階までしかのぼって、それぞれが慎重に見なおしてみる、そんな機会でもあると考えるべきだと思います。

そ の 2

公共事業関連の業務は「国土保全省」と「国土開発省」の2省に再編。行政改革会議の集中審議の二日目に突然出て来た構想であります。8月19日のことでありました。

「保全省」には現在の農水省と建設省の治水治山、水資源行政を統合。「開発省」には建設省の道路、都市、住宅、下水道行政と運輸省を統合というものであります。

建設省にとっては寝耳に水以上のものであったと思います。我々外野席の者もアッと一瞬息を呑みました。行政改革会議の中では「公共事業省」あるいは「国土整備省」として、建設、運輸、農水の公共事業分を一括する考えが、主流になっているように理解していたものですから本当に驚きました。

御存知の通り、行政改革会議の会長は橋本龍太郎首相です。しかもこの公共事業2省案は首相自身が提案されたものであります。各省庁が、首相が会長を務める会議の打出した方針に正面切って反対と言えるものかどうか。そのためでしょうか、何となく一拍間が開いた感じがしたものの、やはり建設省もはっきり反対と言い出しま

した。

1. 河川整備の重点は都市であり、河川行政を切り離した都市づくり、地域づくりは成り立たない。2. 河川は道路とともに国土管理の基盤であり、二つのネットワークを一体的に管理してはじめて常時にも災害時にも効率的な管理が出来る。3. 河川行政と性格の異なる食糧行政を一体化しても行政改革の実は上がらない。などを主な反対の理由にあげています。

建設省だけでなく、与党の中でも分離反対が圧倒的のようです。しかしとにかく9月3日には行政改革会議の中間報告として2省分離案が正式に公表されました。行政改革会議は引続き11月末の最終案作りにむけて作業を続けます。また、与党と行政改革会議側との折衝も本格化するのでしょうか。

そもそも行政改革は国の広い広い行政範囲の中から、何と何がもはや不用となっているのか、どれとどれが簡素化できるのか、その議論が中心であるべきで、その結果として中央省庁の再編があるのだという主張があります。確かに正論なのでしょうが、国民の目につきやすい、わかりやすいという点で行政改革会議は中央省庁の再編から入り込んで行ったのでしょうか。そしてそれは政治的な視点からすれば理解の出来るものであると思えますし、今はもうそんな順序論の段階でもないようです。

今、行政改革に反対の人はいないと思います。またこの時機において二度とそのチャンスも無いでしょう。ただらと議論に時間さえかければ良い案が出るというものでないこともわかります。しかし議論を端折ることで悔いを後代にのこすことは一番してはならないことと思います。

そ の 3

河川法改正案が5月13日に衆議院で、5月28日に参議院で、政府原案通り可決され成立しました。そして6月4日に公布されました。

尾田河川局長は「河川法の目的に『環境』の二文字を加えることは、河川を担当する者の悲願であった」と述べています。

今回の改正の主な点は、河川局長の言葉にある通り、その第一は河川法の目的に環境が加わったことです。そして第二は、従来の「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」と「河川整備計画」の二つに分け「整備計画」策定においては住民の意見を聞く仕組みにし

たことであります。

河川法は昭和39年に大改正が行なわれて以来、小さな改正は何度かありましたが、目的から変える規模の改正は今回が初めてです。

私は昭和39年の改正には河川局の最末席の係長として携わった経験がありましたので、39年改正の河川法が私にとっては何時迄たっても「新河川法」でありました。これからは新河川法と言え今回の改正のものを呼ぶことになるわけです。

時代の流れを実感するものであります。